

## 東北地域野生鳥獣対策ネットワーク規約

### 第1条 目的

東北地域での野生鳥獣の生息域の拡大や農作物の鳥獣害が深刻化するなかで鳥獣対策に取り組んでいる者のネットワークを構築し、情報の交流や連携を促進することを通じて、東北地域での鳥獣対策の推進に寄与することを目的とする。

### 第2条 会員

- 1 会員は、第1条の目的に賛同し、かつ、本規約に同意する者（農家、専門家）、団体（農業、狩猟、地域協議会等）、機関（普及、研究、行政）及び企業（資材メーカー）等とする。
- 2 本会の会員は、入会を希望する者の申込みにより会員登録をするものとし、会員の申し出により会員登録抹消の手続きを行うものとする。
- 3 会員は、登録内容に変更があるときは、速やかに事務局へ報告するものとする。

### 第3条 活動

- 1 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
  - (1) 情報の交流の促進  
電子メール、Webサイト等による情報収集・提供。
  - (2) 連携の促進  
会員の協力のもと、会員相互の交流、知識の交換、相互研鑽。
- 2 営利を目的とした活動及びその支援は行わない。

### 第4条 個人情報に係る取扱い

事務局及び会員は、個人情報の保護のため、適正な取扱いの確保を講じるものとする。

### 第5条 事務局

- 1 本会の事務のため、東北農政局農村振興部農村環境課に事務局を置くものとする。
- 2 事務局は本ネットワークの活動に関する事務を行うものとする。

### 附則

本規約は、平成25年9月13日から施行する。

一部改正 平成27年10月1日